



## 練馬区保健所における結核の健診結果の誤通知について

と き 平成26年4月25日(金)

と ころ 練馬区保健所(練馬区豊玉北6-12-1)

練馬区の結核の健康診断を受診した区民の方に対し、練馬区保健所が、検査結果を誤って「陰性」と記載した検査結果票を通知した。このため、発症を抑える服薬治療を受けることができず、結核の発症につながった可能性が高い事故が発生した。

区では、結核の感染拡大を防止するために、接触のあった方を対象として健康診断を実施し、このたび健診が終了したため、公表することとした。なお、健康診断の結果、当該区民の方からの感染拡大はなかったと判断できる結果を確認した。

区では、再発防止のためのチェック体制を強化するとともに、当該区民の方への医療費等の補償を行う。また、誤通知事故に係る職員については、懲戒処分を行った。

検査結果の通知ミスは、区民の健康にかかわる重大な事故であり、このような誤りを行ったことについて深く反省し、ご本人様、関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

### 【事故の概要】

平成25年5月、区が実施した結核の血液検査において、区民1名に対して、検査結果が「陽性」(感染あり)であったにもかかわらず、「陰性」(感染なし)と誤った通知を行った。

同年11月、当該区民が結核を発症・入院したとの届けが、区保健所にあり、検査結果を再点検したところ、誤通知が判明した。当該区民は、その後治療を継続し、現在は通常の生活に戻っている。

また、当該区民と接触のあった方に対し、血液検査を実施したが、感染の拡大は無かったと判断できる結果を得た。

### 【再発防止策】

誤通知事故の再発防止のため、健診結果のチェック体制を強化した。

- (1) 検査結果の通知は、複数の職員で確認する。
- (2) これまでは、検査機関から区に提出された検査報告を区書式に転記し、受診者へ通知していたが、検査機関からの検査報告原本を送付する方式に改めた。

### 【当該区民への補償】

区は当該区民に対して、11月の誤通知判明後、ただちに謝罪を行った。医療費自己負担分の補償や休業補償についても現在手続中である。

### 【職員の処分】

本件に係る職員については、懲戒処分(処分年月日 平成26年3月18日)を行った。

【問い合わせ】 練馬区保健所 保健予防課 感染症指導係 電話03-5984-4671